

# 埼玉県発掘調査評価協議会設置要綱

(平成22年6月1日 教生文第1148号、生涯学習文化財課長決裁)

(目的)

**第1条** 埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、県内で実施される民間調査組織等による埋蔵文化財の発掘調査について、文化財保護法（以下、「法」という。）の精神と規定及び今日の学術研究の水準に応じた適正な実施を求めるため、埼玉県発掘調査評価協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 協議会は、県教育委員会の求めに応じ、民間調査組織等による発掘調査（現場での発掘作業から整理報告書作成までを含む。）の方法、成果、解釈、事務処理、安全管理等にかかる監理や法第92条第2項に定める指示、同第93条第2項に定める指示、同第94条第4項に定める勧告に係る事項について、文化財保護の精神及び今日の学術的水準に基づいて協議し、県教育委員会に対し意見を具申する。

(組織)

**第3条** 協議会は学識経験者3名以上5名以内の委員で構成する。

- 2 委員は学識経験者及び埼玉県内の市町村埋蔵文化財担当専門職員の中から、県教育委員会埋蔵文化財保護部局の長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱された協議会の開催期間内とする。

(委員及び座長)

**第4条** 委員は相互に対等なものとする。

- 2 委員は互選で座長を決定する。
- 3 座長は議事を進行する。

(会議)

**第5条** 協議会は、埼玉県内で民間調査組織等によって実施されるすべての発掘調査を対象とするが、県教育委員会が必要と認める場合に限り、招集し開催する。

- 2 協議会は委員の総意により会の意見を得るものとする。
- 3 協議会の意見は、座長が県教育委員会に具申する。

(事務局)

**第6条** 協議会は県教育委員会埋蔵文化財保護部局に事務局を置き、協議会に係る事務をこれが行う。

- 2 協議会の開催日時、場所、出席委員、発言、結論等については、事務局が記録す

る。

- 3 協議会が県教育委員会に対し文書で意見を具申する場合、当該文書は事務局が作製し、その内容について協議会の承認を得る。

(その他)

**第7条** この要綱に定めのない事項については、協議会及び委員はこれを関知しない。

#### **附 則**

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。